

木内建設(株)安全厳守事項 目次

令和 7年 4月 1日

安全管理室

01. 玉掛けワイヤーの点検色
02. 鉄骨建方の安全作業
03. 外壁吹付作業の飛散防止
04. 足場等のチェックリスト
05. 移動式はしごの安全作業
06. 足場からの墜落防止対策【枠組以外】
07. 足場からの墜落防止対策【枠組】
08. 既設埋設配管の土砂等の流出防止対策
09. ローリングタワー（移動式足場）の安全作業
10. バックホウの用途外使用
11. SDS（化学物質等安全データシート）
12. 安全靴の使用基準
13. ロングジャッキベース使用禁止
14. 差筋フック付き加工の徹底
15. ディスクグラインダーの取り扱い
16. 丸のこ等の使用基準
17. 防じんマスクの着用の徹底
18. 高齢者はヘルメットで識別
19. 鉄骨建方時の昇降設備について
20. 架空工作物の接触対策
21. 敷き鉄板敷設作業安全基準
22. 二丁掛安全带使用
23. 工具落下防止措置義務作業
24. 社旗・安全衛生旗の掲揚方法について
25. 墜落制止器具の選定ルール

01 玉掛けワイヤーの点検色

令和 7年 4月 1日 安全管理室

玉掛けワイヤー・ジグの点検については、関連する事故の重大性を十分認識し、各作業所で確実に実施して下さい。ワイヤーの点検色は、広く一般的に採用されている「みぎあし」に統一とします。

クレーン等安全規則 第220条 作業開始前の点検

事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤーロープ、吊りチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シャックル、リング等の金具(以下この条において「ワイヤーロープ等」という。)を用いて玉掛けの作業を行うときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤーロープ等の異常の有無について点検を行わなければならない。

木内建設安全厳守事項

- ◆玉掛けワイヤー・ジグはその日の作業開始前に必ず点検する。
- ◆玉掛けワイヤーの月次点検色は、「みぎあし」で統一する。

「みぎあし」みどり・きいろ・あか・しろ

1月	みどり	5月	みどり	9月	みどり
2月	きいろ	6月	きいろ	10月	きいろ
3月	あか	7月	あか	11月	あか
4月	しろ	8月	しろ	12月	しろ

玉掛けワイヤーの
点検色を統一します



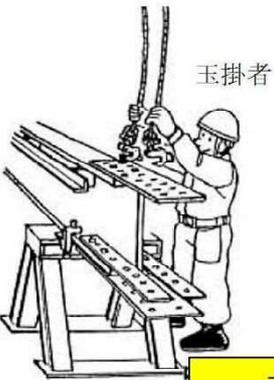
02 鉄骨建て方の安全作業

令和 7年 4月 1日 安全管理室

鉄骨建方作業については、墜落災害・重機災害など重大な災害につながる危険が多くあります。過去の災害事例でも、安全設備の不備、不使用、決められた手順を守らない等事故につながった例があり、下記事項を定め重点管理することとします。

木内建設安全厳守事項

- ◆ 鉄骨建方事前会議を開催し、作業手順 安全設備等について、確認する。
- ◆ 建方時のはしごは専用のバンドで固定する。
- ◆ はしご使用時は設置された安全ブロックを必ず使用する。
- ◆ 鉄骨の組み立て等作業主任者は、その職務を認識し、作業の指揮・監視に専念する。
- ◆ 決められた合図を鉄骨作業時については、朝礼等で毎日確認する。
- ◆ 玉掛け者を識別し、有資格者以外の者に作業させない。



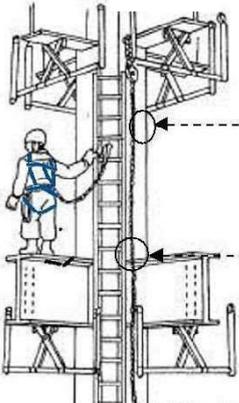
玉掛者

玉掛者を識別

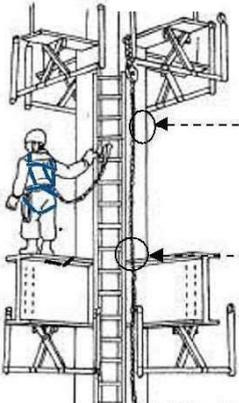


作業主任者

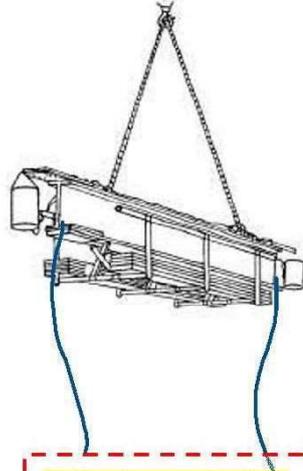
作業主任者は指揮・監視に専念



昇降時は安全ブロックを使用



昇降用はしごは専用バンドで固定



長物に付いては両側に介錯ロープ取り付け

**建築物等の鉄骨の組立て等
作業主任者の職務**

1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者 氏 名	
--------------	--

03 外壁塗装作業時の飛散防止対策

令和 7年 4月 1日 安全管理室

外壁吹付作業については、近隣家屋、駐車車両、樹木等に吹付け塗料が飛散しないよう、飛散養生、作業手順等十分に事前確認を行い作業を行ってください。

木内建設安全厳守事項

- ◆ 家屋・車両等への飛散の影響が大きい部位への吹付作業については、作業手順 養生方法等について施工要領書に特別に明記し確認する。
- ◆ 地上の平均風速が5m/sec以上の時は作業を中止する。(JASS23 吹付工事)
- ◆ 特に危険な部位については、養生シート2枚張及びパラペットと躯体間に養生を行う。
- ◆ 施工検討の早い段階で、吹付仕上げ → ロール仕上げへの変更を検討する。
- ◆ 上記作業時については、監視者を選任し指揮・監視させる。

風速の目安

風速 (m/sec)	人への影響
地上 1.5m	
0.2~1.1	ようやく肌を感じる
1.2~2.5	顔面に風を感じる
2.6~4.1	髪が乱され、着物がひらひら動く
4.2~6.0 (中止)	砂埃が立ち、髪が激しく乱れる
6.1~8.2	体に風の力を強く感じる
8.3~15	傘の使用が難しくなる



指揮・監視者を選任

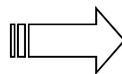


※近隣車両においては、所有者承諾後養生カバーを掛けさせて頂く方法もあります。

仕上げ工法の変更例



ローラー仕上げに変更



“見える”外部足場の点検ポイント（枠組足場）



外部足場を使用する事業者（職長）さんは
毎日外部足場を使用する前に足場の点検を実施し
KYC・リスクアセスメントの安全点検項目に記録してから作業しましょう！！



墜落、落下防止設備の点検		点検写真例			
部位	点検項目	①	②	③	④
部材	① 建枠材の曲り、変形、さびはないか				
	② 布板材のへこみ、曲り、変形、さびはないか				
	③ 横柱、筋かい、巾木の曲り、変形、さびはないか				
建枠 壁つなぎ	① 建枠のジョイントピンが外れている箇所はないか				
	② 建枠の上に残材が放置されていないか				
	③ 壁つなぎの取外し、欠落箇所はないか				
	④ 壁つなぎは2層2スパンとなっているか				
布板	① 布板の取外し、欠落箇所はないか				
	② 布板は水平か、固定されているか				
	③ 布板と布板の間隔は3m以内となっているか				
	④ 資材、工具の放置はないか、清掃されているか				
筋かい 下さん	① 筋かいの取外し、脱落箇所はないか				
	② 交差筋かいのピンは完全にロックされているか				
	③ 下さんの取外し、脱落箇所はないか				
	④ 不要な筋かい等の資材が作業床上建枠間に放置されていないか				
墜落防護	① 妻面に手すり、中さん等があるか(2段)				
	② 水平ネットは設置され、確実に固定されているか				
	③ 水平ネットにたるみ、まくれはないか				
	④ 水平ネット上にゴミ等が落ちていないか				
階段	① 昇降階段の手すりは2段となっているか				
	② 昇降階段の周囲の手すりが設置されているか				
	③ 建物への渡り設備は設置されているか				
	④ 昇降設備の角度は良いか				
落下防止	① 足場内側に巾木は設置されているか				
	② 巾木は確実に固定され、隙間はないか				
	③ メッシュシートが隙間なく設置されているか				
	④ 水平ネットの破損、脱着はないか				

“見える”外部足場の点検ポイント（くさび緊結式足場）



外部足場を使用する事業者（職長）さんは
毎日外部足場を使用する前に足場の点検を実施し
KYC・リスクアセスメントの安全点検項目に記録してから作業しましょう！！



墜落、落下防止設備の点検		点検写真例				
部位	点検項目	確認	①	②	③	④
部材	① 建枠材の曲り、変形、さびはないか					
	② 布板材のへこみ、曲り、変形、さびはないか					
	③ 横柱、巾木の曲り、変形、さびはないか					
建枠 壁つなぎ	① 建枠のジョイントピンが外れている箇所はないか					
	② 建枠の上に残材が放置されていないか					
	③ 壁つなぎの取外し、欠落箇所はないか					
	④ 壁つなぎ材が足場通路に飛び出していないか					
布板	① 布板の取外し、欠落箇所はないか					
	② 布板は水平か、固定されているか					
	③ 布板と布板の間隔は3m以内となっているか					
	④ 資材、工具の放置はないか、清掃されているか					
手摺	① 横柱・下棧の脱落箇所はないか					
	② 交差筋かいのピンは完全にロックされているか					
	③ 下さんの取外し、脱落箇所はないか					
墜落防護	① 妻面に手すり、中さん等があるか(2段)					
	② 水平ネットは設置され、確実に固定されているか					
	③ 水平ネットにたるみ、まくれはないか					
	④ 水平ネット上にゴミ等が落ちていないか					
階段	① 昇降階段の手すりは2段となっているか					
	② 昇降階段の周囲の手すりが設置されているか					
	③ 建物への渡り設備は設置されているか					
	④ 昇降設備の角度は良いか					
落下防止	① 足場内側に巾木は設置されているか					
	② 巾木は確実に固定され、隙間はないか					
	③ メッシュシートが隙間なく設置されているか					
	④ 水平ネットの破損、脱着はないか					

05 移動はしごの安全作業

令和 7年 4月 1日 安全管理室

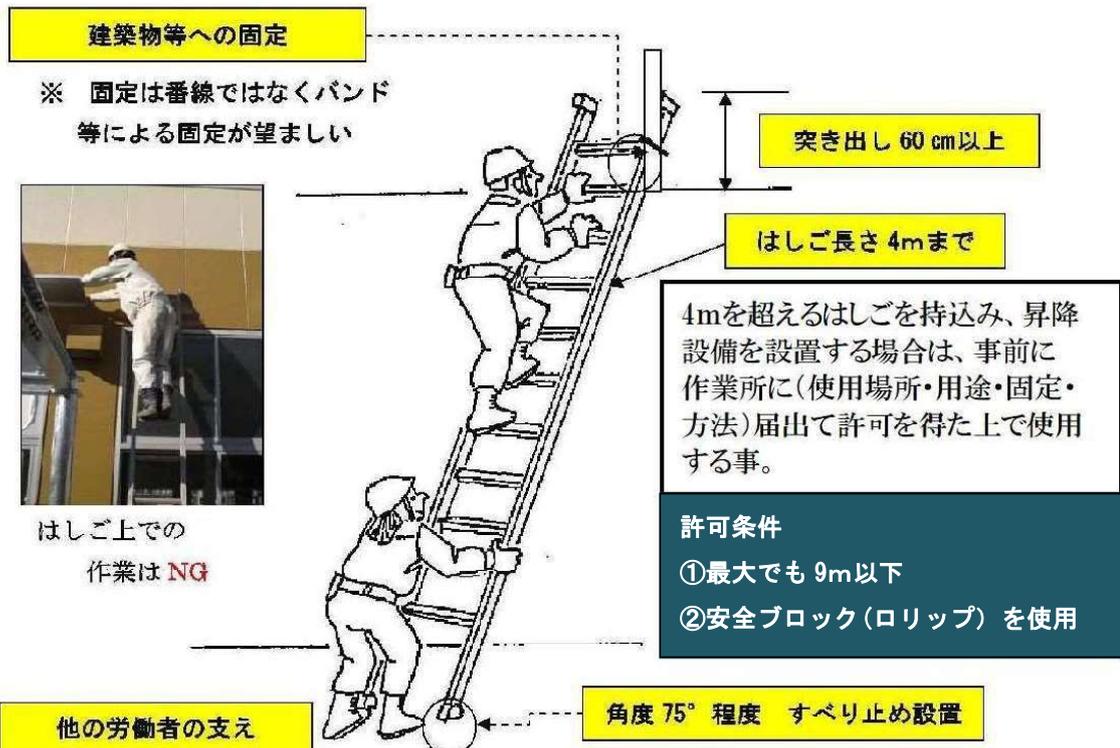
高さ（又は深さ）が 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、足場を組むことにより安全に昇降できる設備を設けて下さい。足場が組むことが困難で、移動はしごを使用するときは、下記事項を必ず守り、移動式はしごの事故の撲滅に努めましょう。

安衛則 527 条

1. 丈夫な構造
 2. 材料に著しい損傷、腐食等がない
 3. 幅は 30 cm 以上
 4. すべり止め装置の取付、その他転位を防止する為の必要な措置
- 「転位を防止するための必要な措置」には、はしごの上方を建築物等に取り付けること。他の労働者がはしごの下方を支えること等の措置が含まれる。

木内建設安全厳守事項

- ◆ はしごは固定して使用する
- ◆ はしごを固定していない場合は必ず 2 人 1 組で、昇降中は他の労働者が支える
- ◆ 支える人は上を向いてしっかり支える。※支える人は上に上がって作業しない
- ◆ 長さ 4.0m を超えるはしごを使用する場合は事前に作業所に墜落対策処置等（安全ブロック等）の届出を行い使用許可を受ける
- ◆ 昇降のみとし、はしご上での作業は禁止（物をもって昇降しない）



06 [枠組足場以外]足場からの墜落・落下対策と点検の実施

令和 7年 4月 1日 安全管理室

足場からの墜落防止措置等の充実と足場の安全点検等の充実を図るために、この施行に伴い、法令遵守に努めましょう。

木内建設安全厳守事項

①[枠組足場以外の場合]足場からの墜落・物体の落下防止措置

◆ 足場外側には『手すり等』+『中さん』+『メッシュシート』を設置する。

※メッシュシートは・・・原則として仮設工業会認定品（防災1類）とする。

◆ 足場内側には『手すり等』+『中さん』+『幅木』または『防網』を設置する。

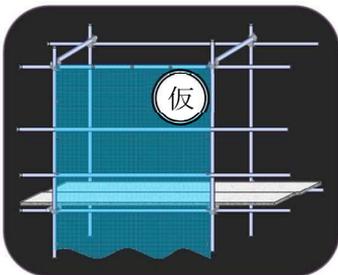
②足場の安全点検

◆ 足場を使用する全ての協力業者による『その日の作業開始前点検』を実施する。

◆ 元請と足場の組立て等作業主任者（下請）による『悪天候・地震または足場組立て変更等の後の点検』を実施する。

◆足場外側

墜落防止措置	物体の落下防止措置
手すり等 +中さん	メッシュシート



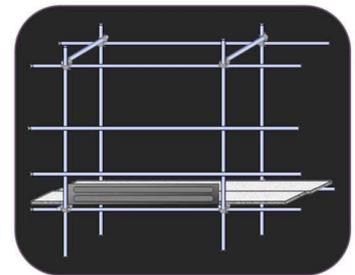
■ 足場外面にメッシュシート以外（グリーンネット等）を張る場合は、高さ10cm以上の幅木が必要となる可能性がある。

◆足場内側

墜落防止措置	物体の落下防止措置
手すり等 +中さん	幅木

又は

墜落防止措置	物体の落下防止措置
手すり等 +中さん	防網



防網・・・原則2段毎設置又は各フロアレベル毎

『中さん高さ』・・・床から高さ35cm以上50cm以下

『手すり高さ』・・・床から高さ85cm以上

『幅木高さ』・・・床から高さ10cm以上

◆作業開始前の足場点検（使用者）

◆悪天候・地震または足場組立て変更等の後の点検（管理者・作業主任者）



管理者（元請）

チェックリスト
元請用



作業主任者（下請）

チェックリスト
下請用

07 [枠組足場]足場からの墜落・落下対策と点検の実施

令和 7年 4月 1日 安全管理室

足場からの墜落防止措置等の充実と足場の安全点検等の充実を図るために、この施行に伴い、法令遵守と事故防止に努めましょう。

木内建設安全厳守事項

①[枠組足場の場合]足場からの墜落・物体の落下防止措置

- ◆ 足場外側には『交さ筋かい』 + 『下さん』 + 『メッシュシート』を設置する。

※メッシュシートは・・・原則として仮設工業会認定品（防災1類）とする。

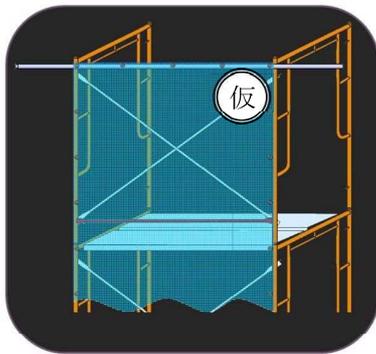
- ◆ 足場内側には『交さ筋かい』 + 『幅木』または、『交さ筋かい』 + 『下さん』 + 『防網』を設置する。

②足場の安全点検

- ◆ 足場を使用する全ての協力業者による『その日の作業開始前点検』を実施する。
- ◆ 元請と足場の組立て等作業主任者（下請）による『悪天候・地震または足場組立て変更後の点検』を実施する。

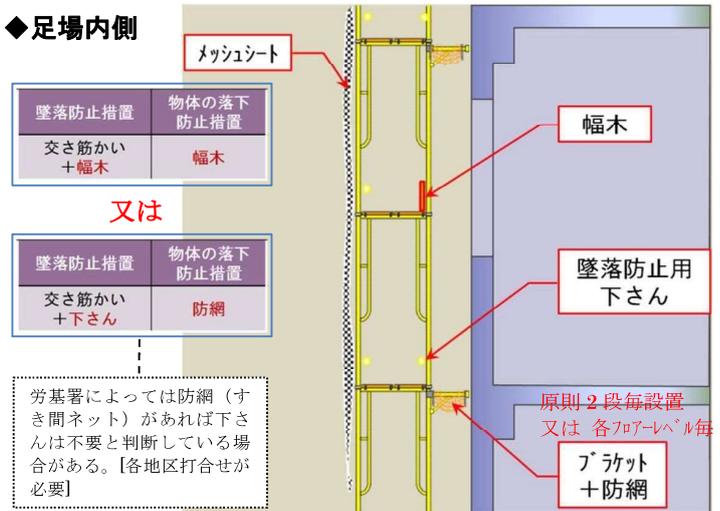
◆足場外側

墜落防止措置	物体の落下防止措置
交さ筋かい + 下さん	メッシュシート



- 足場外面にメッシュシート以外（グリーンネット等）を張る場合は、高さ10cm以上の幅木が必要となる可能性がある。

◆足場内側



◆作業開始前の足場点検（使用者）

◆悪天候・地震または足場組立て変更等の後の点検（管理者・作業主任者）



管理者（元請）



作業主任者（下請）

08 既設埋設配管への土砂等の流入防止対策

令和 7年 4月 1日 安全管理室

解体・杭及び土工事において既設の埋設配管（下水道管等）への土砂あるいはセメントミルク等の流入、詰まりなどのラブルを防止する為、解体工事または改修・新築工事着手前には関係する範囲の埋設物の調査を実施し、配管類については適正処理をすること。

木内建設安全厳守事項

- ◆ 解体工事着手前には、過去の履歴調査 及び現地調査を実施し、埋設物の確認を行う。
- ◆ 解体建物に接続されている配管類（上下水道管、ガス管等）については、事前に位置確認し必要に応じてキャップ等の塞ぎ措置を行う。
- ◆ 改修・新築工事においては、工事着手前に埋設物の確認を行い配管類が有る場合には、その末端を確認の上、必要に応じてキャップ等の塞ぎ措置を行う。
- ◆ 施工中は、既設埋設配管の状況を点検し、破損・土砂流入等の異常が認められた場合は速やかに対処する。

トラブル事例

既設配管内にセメントミルクが流入

配管内がセメントミルクで閉塞している



既製杭打設時に既設配管（下水道枝管）の養生が不十分であったため、セメントミルクが配管内に流入し、下水道本管まで詰まらせてしまった。



配管内から取り出したセメントミルクの塊

改善事例

既設建物解体前に建物に接続されていた既設配管の末端部にキャップをし、異物の流入を防止している。



既設配管末端部をキャップで塞ぐ



09 ローリングタワー(移動式足場)の安全作業

令和 7年 4月 1日 安全管理室

ローリングタワー(移動式足場)を使用しての作業において、人の墜落、転落及び物の落下等による災害、あるいはローリングタワーの転倒等による災害を防止するために、使用ルールを関係者へ周知して作業させること。

木内建設安全厳守事項

【設置時】

- ◆ 使用する材料は、原則としてローリング専用枠または枠組足場材 (W1200) とする。
- ◆ 全輪ストッパーを掛ける。(ストッパーにスプレー等でマーキング)
- ◆ 高さが3段以上の場合はアウトリガーの設置を行う。
- ◆ 作業床には手すり、巾木を設置する。
- ◆ 必ず昇降設備を設ける。作業床の高さが2段以上で昇降を外部から行う場合には安全ブロック等の墜落防止措置を施す。物を持って昇降する場合は必ず内部昇降とする。

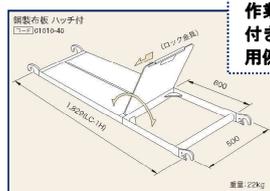
【作業時】

- ◆ 安全帯を必ず使用する。
- ◆ 作業床では、はしご脚立等を使用しない。
- ◆ 最大積載荷重、厳守事項、使用会社名及び責任者名を表示する。

【移動時】

- ◆ 関係者以外の立入禁止措置を行う。
- ◆ 全輪のストッパーを解除する。
- ◆ 人や物を乗せて移動しない。
- ◆ 床面に段差が無いことを確認する。

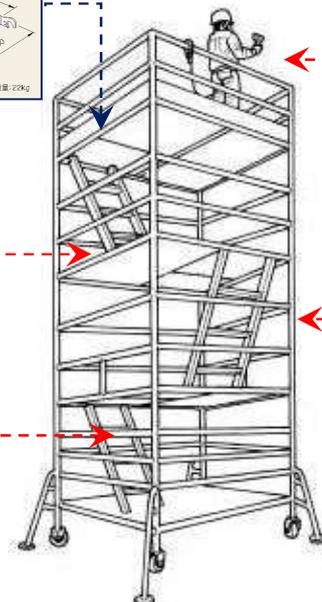
使用上の 注意事項



作業床でのハッチ付き鋼製布板の使用例

- 【設置時】
- ◆使用材料は原則として専用枠または枠組足場材 (W1200)
 - ◆全輪ストッパーを掛ける。(ストッパーにマーキング)
 - ◆高さが3段以上の場合はアウトリガーの設置を行う。
 - ◆作業床には手すり、巾木を設置する。
 - ◆必ず昇降設備を設ける。作業床の高さが2段以上で昇降を外部から行う場合には安全ブロック等の墜落防止措置を施す。

物を持って昇降する場合は必ず内部昇降とする。



- 【作業時】
- ◆安全帯を必ず使用する。
 - ◆作業床では、はしご脚立等を使用しない。
 - ◆最大積載荷重、厳守事項、使用会社名及び責任者名を表示する。

- 【移動時】
- ◆関係者以外の立入禁止措置を行う。
 - ◆全輪のストッパーを解除する。
 - ◆人や物を乗せて移動しない。
 - ◆床面に段差が無いことを確認する。

10 バックホウの用途外使用の禁止

令和 7年 4月 1日 安全管理室

バックホウは本来掘削機械であり、くい打ちや資材の吊り上げ等に使用すべきではなく適正に使用する必要があります。バックホウの使用についての基準を理解して作業計画を立案し、転倒事故等の防止を図ること。

木内建設安全厳守事項

◆ 資機材の吊り上げ作業は原則としてクレーン機能付バックホウで行う。

※吊り上げ荷重はクレーン能力による (3t 未満)

◆ 作業の性質上やむを得ない場合、安全な作業の遂行上必要な時は吊り上げ作業可

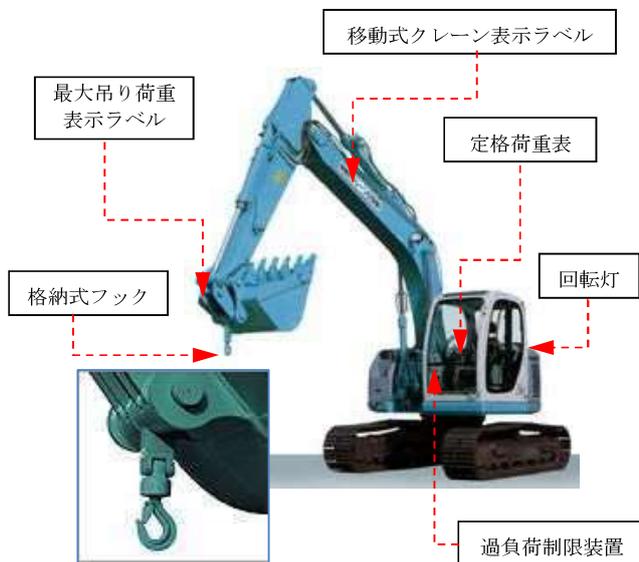
※フック吊り上げ可能重量 バケット容量×1.8 t/m³かつ1 t まで

(鉄板等の吊り上げ不可)

【 クレーン機能付きバックホウ 】

荷の吊り上げ作業はクレーン機能付とする

【 現在広く使用されるようになっている 】

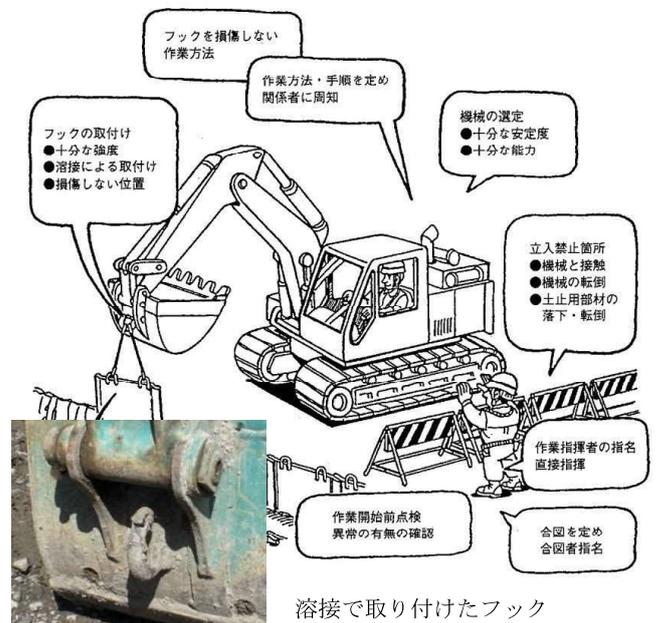


クレーン機能専用フック

1. 小型移動式クレーン運転技能講習の修了が必要
※クレーン運転士免許でも可能
2. 3 t 未満の移動式クレーンとして使用
3. 特定自主検査と移動式クレーンの定期自主検査の両方が必要
4. クレーンモードのスイッチを入れて作業
※クレーンモード外部表示灯付機種

【 バックホウでの吊り上げ使用制限 】

どんなに大きな機械でも吊荷重 1 t 以下



溶接で取り付け付けたフック

作業の性質上やむを得ない場合、安全な作業の遂行上必要な時とは

- ※ 掘削作業の一環としての一時的に土止め矢板などの吊り上げ作業
- ※ 作業場所が狭く、移動式クレーンが使用できない場合

11 化学物質のリスクアセスメント実施の周知徹底

令和 7年 4月 1日 安全管理室

平成 28 年の労働安全衛生法の改正により一定の危険有害性のある化学物質について、事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられました。

対象となる化学物質は、令和 8 年 4 月 1 日には 2900 物質施行予定になっています。

【リスクアセスメント化学物質 改正前 673 物質 ⇒ 改正後 2900 物質】

木内建設安全厳守事項

◆ SDS（安全データシート）の入手

有機溶剤などの対象化学物質が作業所に搬入される場合は、SDSの提出を納入業者に依頼する。

◆ リスクアセスメントの実施

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討・実施する。

※リスクアセスメント実施業務の対象物質は下記のサイトに公開されています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

また、右の文章でも検索も可能です。

職場のあんぜんサイト SDS 検索

◆ リスクアセスメント結果（リスク低減措置）の労働者への周知を徹底する。

■ リスクアセスメントは以下の手順で進めます。



リスクの見積り方法

リスクの見積り方法は以下の方法があります。

1. マトリクス法
2. 数値化法
3. 枝分かれ図を用いた方法
4. コントロール・バンディング
5. 災害のシナリオから見積もる方法

※各現場では、マトリクス法やコントロール・バンディングの見積り方法が多く採用されています。

12 安全靴の使用基準

令和 7年 4月 1日 安全管理室

建設現場で作業する者にとって安全靴の着用、使用は不可欠です。過去の災害事例においても安全靴を適正に着用、使用していれば防げた事例もあることから原則ルールを遵守すること。

木内建設安全厳守事項

◆躯体工事に従事する作業員

差筋等へのつまづき防止の為、くるぶしの隠れる安全靴（安全靴・安全長靴・安全地下足袋）
※重機オペレーター等で機械の操作に支障がある場合又は、脚立の昇降が多いなど足首への負担がかかる場合にはくるぶしの隠れないものでもよい。

ただし、作業ズボンの裾は足首付近で固定することを条件とする。

（靴下の中に入れる、脚絆、足首バンドの着用等）

◆仕上工事に従事する作業員

上記安全靴に加え、くるぶしの隠れない安全靴も可。（短靴・スニーカータイプ）

◆クリーニング・検査時

上靴（ズック靴・スリッパ等）

■下記については作業所長の判断によるものとする。

- ①高所作業等において、通常的安全靴を使用することにより危険を増大させる恐れのある場合には安全地下足袋、高所作業用安全靴を着用させる。
- ②仕上工事等において作業上の安全性、施工性、仕上げ材への損傷等を考慮し、安全靴の着用が適当でないと判断される場合に安全靴の着用を免除する。

■安全靴の例

安全靴・安全長靴

（躯体工事用）



短靴・スニーカー

（仕上工事用）



高所作業用
（安全靴・安全地下足袋）

（躯体・仕上工事用）



※安全地下足袋の使用は
作業所長の許可が必要

13 枠組足場でのロングジャッキベースは使用禁止

令和 7年 4月 1日 安全管理室

枠組足場でのロングジャッキベースの使用については法的に禁止されています。

木内建設安全厳守事項

◆枠組足場でのロングジャッキベースの使用は出来ません。

※安易に高さ調整の為にロングジャッキベースは使用せず、整地やその他の方法にて、高さをあらかじめ、調整して下さい。

※クサビ式足場の場合は、認定品の仕様を確認する事。

(鋼管足場用の部材及び付属金具の規格) 鋼管足場用の部材及び付属金具の規格第 74 条 (厚生労働省告示)

第 2 節 ジャッキ型ベース金具 (鋼管足場用の部材規格)

第 7 4 条 ジャッキ型ベース金具は、ねじ棒、台板及び調節ナットを有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 使用高 (台板の下端から調節ナットの上端までの高さをいう。) を最大にした場合において、その使用高が 3 5 0 ミリメートル以下であること。
- 2 前号の場合において、わく組足場用の建枠の脚柱に差し込むことができる部分の長さが 9 5 ミリメートル以上であること。
- 3 台板については、その板厚が 5 . 4 ミリメートル以上であって、かつ、その各辺が 1 2 0 ミリメートル以上の正方形又は長方形であること。
- 4 台板が 2 個以上の釘穴を有していること。

※ロングジャッキベースは足場部材規格外のものであるため足場への使用はできません。

クサビ式足場の場合は使用高さを 500 mm 以下の仮設工業会認定品を使用する事。

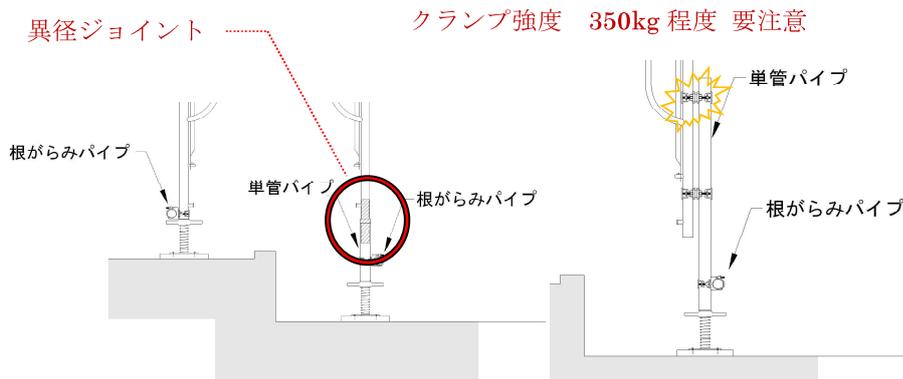


【ロングジャッキベース】



【異径ジョイントピン】

【脚部延長の例】



【異径ジョイントピンで脚部延長】

【単管・クランプ延長】

延長部材の長さによっては座屈の恐れがあるので、強度計算が必要となります。

14 差筋フック付き加工の徹底

令和 7年 4月 1日 安全管理室

建設現場において鋭利な突起物は、つまづき・転倒・墜落等の際に重大事故の原因となります。その突起物の一つとして差筋が挙げられます。過去の事故事例にも差筋に刺さり重大事故となったケースがあります。この差筋による災害防止を図るため、その加工方法について原則ルールを下記の通り定めま

木内建設安全厳守事項

- ◆基礎、梁、床等から立ち上がっている差筋は、原則フック付き加工とする。やむを得ずフック付きの加工ができない場合は、キャップ・防護カバー等で必ず養生すること。

○ 良い例

フック付きの例



キャップ・防護カバーの例



× 悪い例



養生無しの例

転倒・墜落時に差筋が刺さり重大事故につながる危険がある。

拡大写真



15 ディスクグラインダーの取り扱い

令和 7年 4月 1日 安全管理室

建設現場においてディスクグラインダーは日常的に使用される工具ですが、取り扱いが容易な反面、間違った使用方法によってすぐに事故につながる危険な工具とも言えます。そこで、その使用基準を改めてルール化し正しい使用方法を理解した上で使用することにより、ヒューマンエラーによる事故防止を図ること。

木内建設安全厳守事項

『ディスクグラインダーの使用基準』

- ◆ 防護カバーは絶対取り外さない。
- ◆ 不安定な姿勢、足元で作業しない。
- ◆ 工具は確実に保持して作業を行う。(スイッチを切らない限り回転し続けます。) サイドハンドル付はサイドハンドルをしっかり取付けて作業する。
- ◆ 使用前に砥石、刃の状況を点検する。(砥石の交換は有資格者が行う。)
- ◆ 使用前に周囲に引火物、傷付きやすいものがないか確認する。高所作業の場合は、下に人がいないことを確認する。
- ◆ 使用時には1分間の試運転を行い、異常の有無を確認する。
- ◆ 保護具の適正使用(保護メガネ、防塵マスク、保護手袋等)を確認する。
※軍手は使用禁止(巻き込まれ防止)
- ◆ 使用しないときは電源を切り、コンセントを抜く。スイッチを入れたままで台や床に放置しない。

使用上の注意事項

※粉じんが、舞うので特に屋内作業は送風機等で換気を良くして下さい。

9. 「保護カバー」シールを貼る

8. 無理な姿勢で使用しない

7. コード、プラグ等に異常はないか点検する
(接地極付プラグを使用しているか)

6. 研磨といしの回転方向は正しいか点検する

5. 作業前に1分間空転して、異常な音、振動がないか点検する

4. といしを取替えた時は3分間の試運転をする(といしの取替及び試運転は特別教育修了者)

3. といしに、ひび、きず等はないか点検する

2. 保護メガネ、防塵マスク、保護手袋を使用する

1. 保護カバーが正しく取付けてあるか点検する

※ディスクグラインダーに丸のご園、チップソーの装着は厳禁

16 丸のこ等の使用基準

令和 7年 4月 1日 安全管理室

丸のこ等は、建設現場で広く使用されている便利な機械ですが、その反面丸のこ等の作業において毎年多数の労働災害が発生しており、その中には重篤な災害も含まれています。こうした繰返し型の災害を防止するため、その使用基準を改めてルール化し、正しい使用方法を理解した上で作業することにより、ヒューマンエラーによる事故防止を図ること。

木内建設安全厳守事項

『丸のこ等の使用基準』

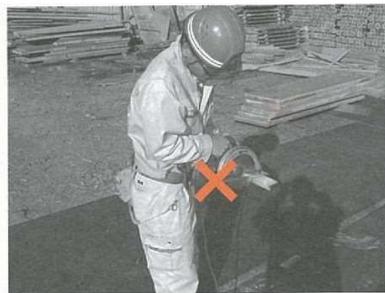
- ◆ 安全カバーは絶対に取り外したり、固定したりしない。
- ◆ 使用前点検を実施し、異常の有無を確認する。(点検記録作成)
- ◆ 切断作業は、切断する材料に合った作業台を使用し、材料・工具は確実に固定・保持して作業を行う。
- ◆ 狭い場所、不安定な姿勢、足元で作業しない。上向き状態での使用禁止。
- ◆ 保護具の適正使用(保護メガネ、防塵マスク、保護手袋等)を確認する。
※軍手は使用禁止(巻き込まれ防止)
- ◆ 使用しないときは電源を切り、コンセントを抜く。スイッチを入れたままで台や床に放置しない。

【推奨】丸のこ等を用いた作業に従事する者は、丸のこ等取扱作業従事者講習を受講する。(厚労省通達 基安発0714第3号より)

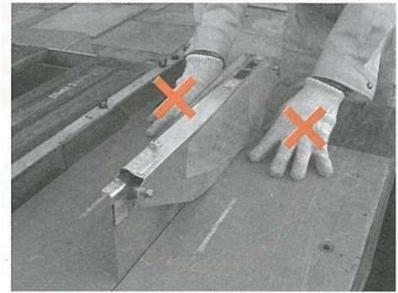
作業の悪い例・良い例



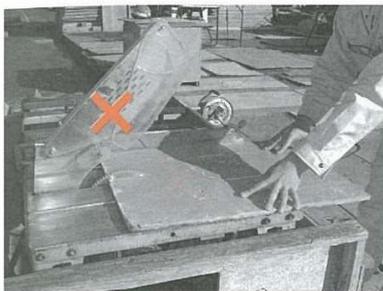
✕ 不安定な場所で使用している
※崩壊、転倒、身体裂傷の原因



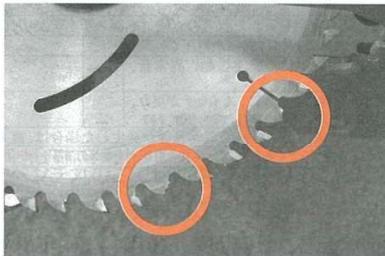
✕ 材料を手にとって切断している
※反発を起こし危険



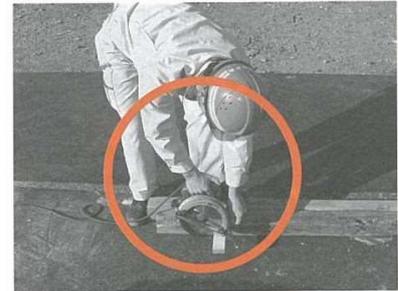
✕ 軍手をして作業をしている
※軍手を巻き込まれる



✕ 接触予防装置のカバーを無効にしている
※のこ刃が身体に当たる



✕ 歯こぼれの例
※機材の破損・飛来、
反発の原因となる



○ 切断材料を安定した場所に置いて、
安定した姿勢で使用している

17 防じんマスクの着用の徹底

令和 7年 4月 1日 安全管理室

防じんマスクは、空気中に浮遊する粉じんの吸入により生じるじん肺等の疾病を予防するために使用されるものです。労働者の身を守るために、適正な防じんマスクを着用させること。

木内建設安全厳守事項

- ◆ 粉じんが発生する作業には防じんマスクを着用する。
解体作業, 研り作業, 研削作業, 砥石を使用した金属カッターによる金属の切断作業, アーク溶接（煙は鉄の粉じん）作業, 石綿除去作業等
- ◆ 防じんマスクは、国家検定合格品であることを確認し、作業用途に適したものを着用する。
- ◆ 労働者が所持していない場合に備え、使い捨て式防じんマスクを現場に備えつけておく。

- 労働安全衛生法第 22 条
事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
原材料、ガス、蒸気、**粉じん**、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 粉じん障害防止規則第 27 条
事業者は、粉じん作業に労働者を従事させる場合にあっては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。

※それぞれの作業に応じて、それぞれの性能以上の物を使用する。

区分	作業内容	解体・研り 研削・金属切断	アーク溶接	石綿除去
DS1 粒子捕集効率 80%以上	使い捨て式 	◎	×	×
DS2 粒子捕集効率 95%以上	使い捨て式 	○	◎	×
RL 粒子捕集効率 80～99.9%以上	取替え式 	△	△	◎ 石綿除去レベルに あった種類のもの を着用

◎：推奨 ○：使用可 △：使用可だがあまり適さない ×：使用不可

18 高齢者はヘルメットで識別できるようにする

令和 7年 4月 1日 安全管理室

高齢労働者の技術・知識を生かす職務への配置などに配慮し、高齢作業員の災害防止をはかり、安全な状態で作業を保守する為に定めるものである。

木内建設安全厳守事項

- ◆新規入場時に高齢者（65歳以上）確認を行い、シールにて識別する。
- ◆シールを張ることにより、本人に高齢者であることを自覚させ、又、廻りの作業員にも周知させる。

※職員・職長は下記事項の作業を高齢者に行わせる時は、適正な配置を行い事故防止に努める。

【高齢労働者の配置に配慮を必要とする作業】《安全の指標より》

- ・墜落、転落のおそれのある高所での作業。
- ・転倒のおそれのある作業。
- ・急激な動作を必要とする作業。
- ・不自由な作業姿勢（中腰作業・上向き作業等）を長時間必要とする作業。
- ・低い照度下で視覚を要求される作業。
- ・複雑な作業。
- ・特に動作の速さと正確さを要求される作業。
- ・繊細なものの職別能力が必要とされる作業。
- ・時間に追われる作業。
- ・低い照度下で視覚を要求される作業はさせない。

識別例

65歳未満



65歳以上



※新規入場者教育時に年齢を確認し、上記シールを配布、ヘルメットに貼る。

19 鉄骨建方時の昇降設備について

令和 7年 4月 1日 安全管理室

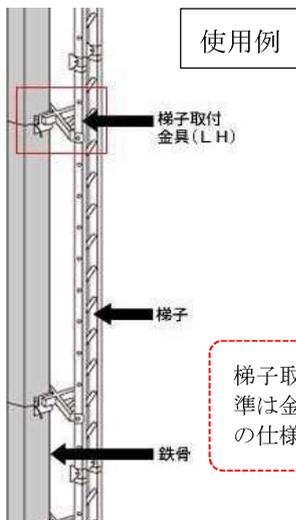
鉄骨建方時に昇降設備の固定不良、並びに安全ブロックの取付不備により墜落事故が発生したことを受け、再発防止を図ることを目的に梯子及び安全ブロック固定方法について下記事項を遵守すること。

木内建設安全厳守事項

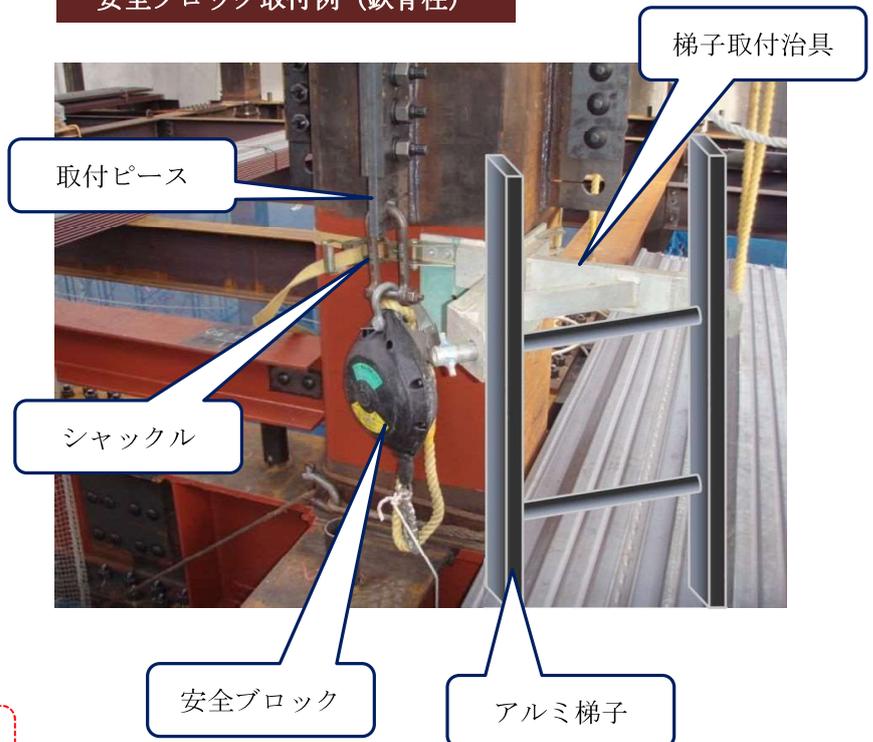
『鉄骨建方時の昇降設備』

- ◆ 吊上げ前に全ての柱部材には、鉄骨用梯子又は柱形状に合った専用金具を用いてアルミ梯子を取り付ける。(建方計画図に昇降設備を明記する。) 梯子は、梁天端よりも60cm以上突き出るように取り付ける。
- ◆ 梯子取付位置には墜落防止のため、安全ブロックを必ず取り付ける。**安全ブロックは、梯子に直接取り付けず、鉄骨柱の取付ピースや親綱支柱等に取り付ける。**
- ◆ 鉄骨建方時に梯子にて昇降を行う際は、必ず安全ブロックを使用する。

梯子取付金具例 (鉄骨□柱用)



安全ブロック取付例 (鉄骨柱)



20 架空工作物への接触防止対策

令和 7年 4月 1日 安全管理室

当社作業所において 10t ダンプトラックが土砂を降ろした後、荷台を下げるのを忘れ、ダンプアップしたまま走行、荷台先端を新幹線防音壁に衝突させる事故が発生しました。

類似するケースとして

- ① ユニック・レッカー等のブームによる、光ケーブル・電話線・電線等への接触事故
- ② 重機車両による、鉄道・道路・高架橋への接触事故

が挙げられます。これらの事故は当事者のみならず、不特定多数の方への影響を及ぼす災害となります。このような公衆災害を二度と発生させない為に架空工作物等への接触防止対策を図ること。



※ダンプUPしたまま走行し防音壁に衝突



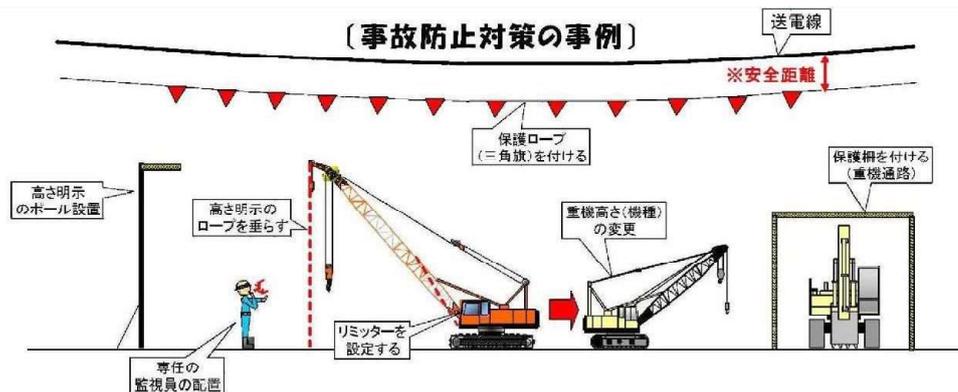
※ダンプUP時の監視人がいない。



※市街地作業での架空線の確認

【木内建設安全厳守事項】

- ① 作業場所・運行危険箇所に監視人を配置する。
- ② 三角旗などの危険表示や防護管設置などの接触防止対策を行う。
- ③ 当日の運行状況・運搬内容を確認し、運転手に運行ルール・危険ポイントの伝達を行う。
- ④ 運転手の健康状態を作業開始前に、声掛けなどにより体調を把握する。
- ⑤ 誤作動を防止する為の警報装置等の作業確認を作業前に行う。
- ⑥ 送り出し教育・新規入場者教育の充実を図り、作業員の架空工作物等に対する安全意識を高め、ヒューマンエラーによる事故を防止する。



21 敷き鉄板敷設作業における安全基準

令和 7年 4月 1日 安全管理室

敷き鉄板敷設作業における4tユニック車の転倒事故が数例報告されている。その都度対策が取られてはいるものの繰り返し同様の事故が発生しており、中には重大事故につながった例もあることから、当該作業における4tユニック車の作業能力の周知や作業制限等を含む安全基準を遵守し、再発防止を図ること。

木内建設安全厳守事項

- ◆ **5×20 敷き鉄板**（重量≒1.7t）敷設作業は、原則として10tユニック車または同等以上の性能を有する揚重機を使用して行う。**※7t以下のユニック車は不可**
- ◆ **5×10 敷き鉄板**（重量≒0.85t）敷設作業は、7t以下のユニック車の使用を可能とするが、関係者にその作業能力を十分周知させて行うことを前提とする。
- ◆ クレーンの操作・玉掛け等の資格を要する作業は、必ず有資格者が行う。
- ◆ 敷設作業を行う際は、揚重機のアウトリガーを最大に張り出して作業を行う。
- ◆ 使用する重機・工具等は、必ず始業前点検を行い異常のないことを確認する。

■4t・7tユニック車の性能（参考）

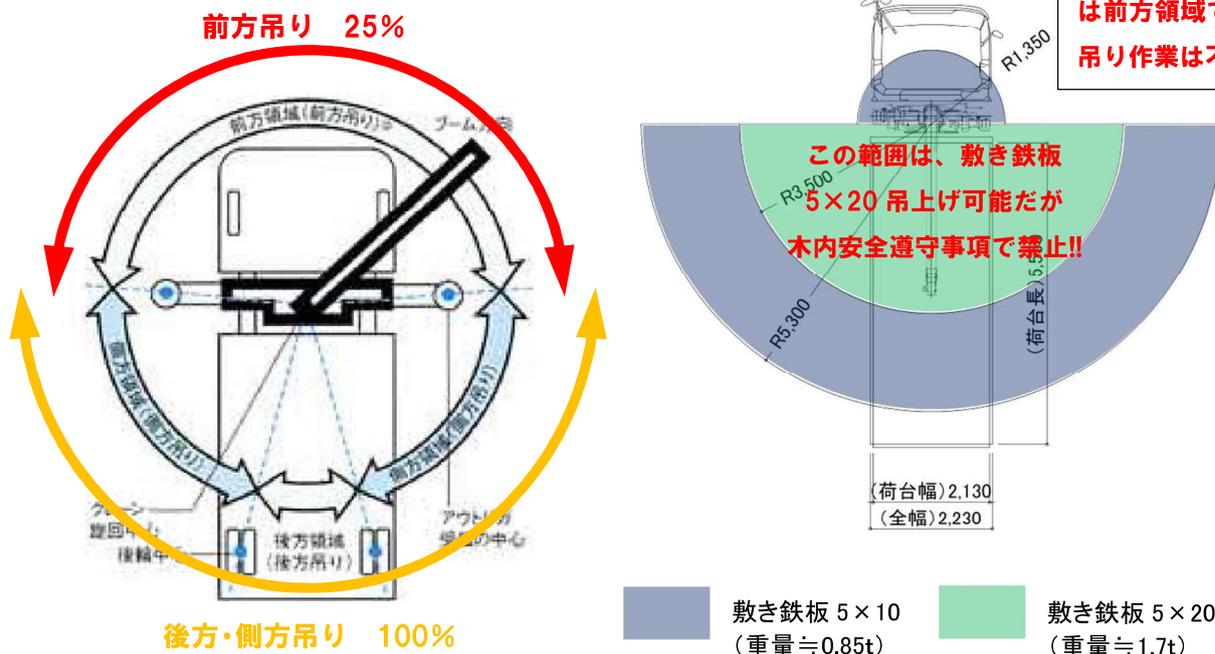
○ 吊方向による作業能力の低下

※前方吊りは後方・側方吊りの**1/4**の能力しかない!!

○ 空車時 敷き鉄板揚重可能範囲

（アウトリガー最大張り出し）

**4t・7tユニック車で
は前方領域での鉄板
吊り作業は不可**



■移動式クレーンの運転に必要な資格

	特別教育	技能講習	免許
吊り上げ荷重が0.5t以上1t未満の移動式クレーンの運転	○	○	○
吊り上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転	×	○	○
吊り上げ荷重が5t以上の移動式クレーンの運転	×	×	○

22 二丁掛安全帯の使用義務作業

令和 7年 4月 1日 安全管理室

墜落災害は、最も重篤・重大災害につながる災害の一つであり、当社でもその防止対策は重点実施項目であります。

そこで、高所作業を行う上で、下記作業において二丁掛安全帯の使用を義務付けます。下記事項を遵守し墜落災害防止を図ること。

木内建設安全厳守事項 『安全帯は命綱』

◆ 下記作業において二丁掛安全帯の使用を義務付ける。(作業床が設置が困難な場合)

指 定 作 業	協力業者	木内建設職員
①足場の組立・解体	鳶工	工事担当
②鉄骨建方	建方鳶工 仮設鳶工 鉄骨本締工 鉄骨溶接工 デッキ工 墨出工	工事担当
③山留め・構台の組立・解体	鳶工	工事担当
④タワークレーン・仮設エレベーター等の組立・解体	鳶工 指導員	工事担当
⑤立体駐車場、本設エレベーター等の組立・解体	作業員	工事担当
⑥その他 作業床設置が困難等の理由により作業所長が定めた作業	作業員	工事担当

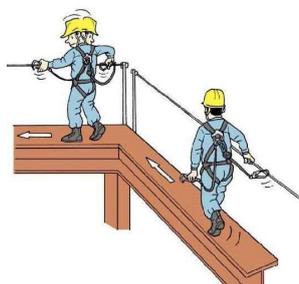
◆ 二丁掛安全帯は、メーカーの使用基準に基づき着用する。

※推奨はフルハーネス型安全帯

■二丁掛安全帯装着 (例)



■安全帯は命綱



梁から梁へと乗り移る際、親綱から親綱へ安全帯を掛けかえる必要が生じますが、安全帯を掛けかえるその瞬間はどこにも掛かっていない状態で動作しているため、そこに落とし穴があります。

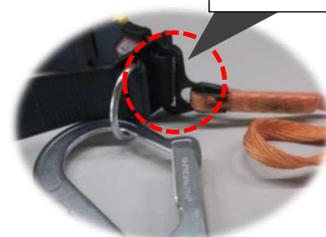
注意



カラビナ

一本吊り用安全帯に補助ランヤード (ロープ) を取付ける場合、専用金具を用いる事。
強度不足となる簡易金具 (カラビナ等) に取り付けて使用することは**絶対禁止!!**

専用金具



23 工具類の落下防止措置義務作業

令和 7年 4月 1日 安全管理室

高所からの工具の落下事故は、一歩間違えれば第三者を含む重大事故につながる事例であり、過去にも同様の事故が発生していることから再発防止対策を確立する必要があります。

飛来落下防止設備が不十分な外部での作業においては、工具類の落下防止措置を徹底し、飛来落下災害防止を図ること。

木内建設安全厳守事項 『工具類は安全コードで落下防止』

◆ 下記作業において工具類の落下防止措置を義務付ける。

指 定 作 業	協力業者	木内建設職員
①足場の組立・解体	鳶工	工事担当
②鉄骨建方 PC建方	建方鳶工 仮設鳶工 鉄骨本締工 鉄骨溶接工 デッキ工 墨出工	工事担当
③山留め・構台の組立・解体	鳶工	工事担当
④タワークレーン・仮設エレベーター等の組立・解体	鳶工 指導員	工事担当
⑤立体駐車場、本設エレベーター等の組立・解体	作業員	工事担当
⑥その他 飛来落下災害が懸念される作業所長が定めた作業	作業員	工事担当

◆ 落下防止措置を施した工具類は、必ず始業前に点検を実施し不具合がないことを確認する。

■対象工具類とは

- ・ラチェットレンチ、メガネレンチ
- ・スパナ、モンキー
- ・ハンマー
- ・番線カッター
- ・コンベックス
- ・インパクトレンチ
- ・その他 作業所長が指定した工具

■落下防止措置 実施例



ワイヤー等を本体に固定



注意

使用前にフックやワイヤー等の緊結状況及び破損の有無を必ず確認すること。

24 社旗・安全衛生旗の掲揚方法について

令和 7年 4月 1日

安全管理室

社旗・安全衛生旗の掲揚方法を原則として下記の通り定めます。

木内建設安全厳守事項『社旗・安全衛生旗の掲揚方法』

◆ 設置基準

- ①設置場所は、外部から見てゲートの右側とする
- ②旗の順番は、ゲートから安全衛生旗 社旗の順とする
- ③各旗は、上部の旗キャッチャーを取付け固定する
- ④旗以外の仕様（パネル・メッシュ等）も認める

※敷地形状や総合仮設計画上でゲート右側にスペースが無い場合はこの限りではないが、ゲートの左掲揚となった場合、ゲート側から安全衛生旗 社旗の順とする



◆小工事などで旗ポール1本の場合（右図）

- ①上部に安全衛生旗
- ②下部に社旗
- ③各旗は上部に旗キャッチャーを取付け固定する

（旗の降納について）

- ・連続して（基本5日）作業が無い場合・年末年始・ゴールデンウィーク・お盆休みなどは、各旗を降納すること
- ・台風などの強風が予想される場合も同様とする



25 墜落制止用器具の選定ルール

令和 7年 4月 1日 安全管理室

2022年1月2日から旧規格のフルハーネスを含む安全帯は全て使用禁止となり、高さ2m以上の作業床の無い場所で作業する場合は、原則新規格のフルハーネス型の『墜落制止用器具』を使用しなければなりません。

一部6.75m以下の場合には新規格型の胴ベルト型でも良いとされています。

※フルハーネス型 墜落制止用器具を着用する場合には、特別教育を受講する必要があります。

木内建設安全厳守事項・・・墜落時の衝撃やランヤードの伸び等による安全性を考慮し、以下の通り使用基準を定める。

- ① 5m以上（枠組み足場3段相当）で、作業床の無い場所で作業する場合は、新規格のフルハーネス型墜落制止用器具を使用すること。
- ② 2m以上5m未満で作業床の無い場所で作業する場合は、新規格の胴ベルト型 又は、フルハーネス型の巻取り式ロック装置付きランヤードを使用すること。

